

# 「障がい者の就労支援」ロゴマーク・キャッチフレーズ使用規定

平成19年4月2日  
平成25年3月28日一部改正  
平成27年3月30日一部改正  
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

## 1 趣旨

この使用規定は、北海道が定めた障がい者の就労支援のための「ロゴマーク及びキャッチフレーズ」(以下「マーク等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 マーク等の定義

この使用規定でいうマーク等とは、北海道が定めたマーク等で、別紙1の使用例のとおり、ロゴマークの周囲にキャッチフレーズが必ず併記されたものをいう。

## 3 マーク等の使用目的

マーク等の使用については、北海道における障がい者の就労支援の趣旨に賛同する者にマーク等の使用を認め、障がい者の就労支援の普及啓発を図っていくことを目的とするものであり、使用する者の事業又は広告あるいはそれらに係る商品やサービス等の内容や品質などを保証するものではない。

## 4 マーク等の使用届出

(1) マーク等を使用しようとする企業、団体等は、マーク等使用届出書(別紙2)に関係書類(使用見本及び会社要覧などの事業概要がわかる資料等)を添えて北海道に届け出なければならない。

なお、次の機関等が使用する場合は、この限りではない。

- ・北海道障害者雇用支援合同会議構成機関(出先機関含む)
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクションの参加者
- ・障がい者就労支援企業認証制度に基づく障がい者就労支援企業
- ・北海道障がい者条例に基づき指定を受けた指定法人(指定期間に限る。)

(2) 北海道は、次の場合を除き北海道における障がい者の就労支援の趣旨に賛同して、障がい者の就労支援の普及啓発に寄与する事業又は広告を行う者に対し、マーク等の使用を承認するものとする。

- ① ロゴマークを極度に変形させたり、キャッチフレーズの文言を変えて使う場合
- ② 北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- ③ 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- ④ 公序良俗に反すると認められる場合
- ⑤ 障がい者の就労支援の趣旨に反すると認められる場合

## 5 修正その他の措置

北海道は、マーク等を使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

## 6 使用の禁止及び使用承認の取消し

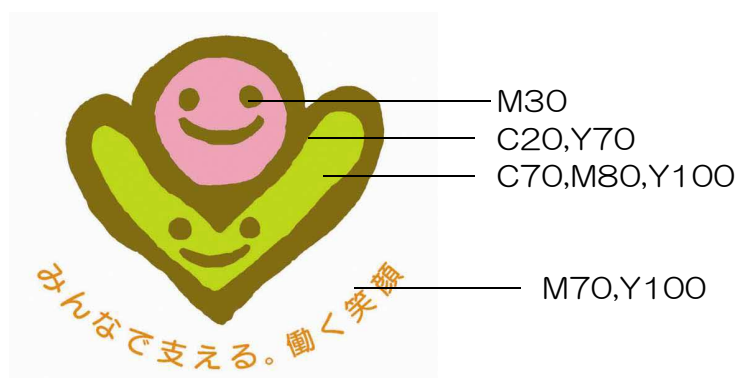
マーク等を使用する者が前項の措置に従わない場合は、マーク等の使用を禁止し、又は使用承認を取り消すことができる。

## 附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

## 別紙1 使用例

使用するときは、ロゴマークとキャッチフレーズを必ず併記してください。



※ 北海道における障がい者の就労支援の趣旨等を掲載することが可能な場合は、次の例を参考にしてください。

### 〈北海道における障がい者の就労支援の趣旨〉

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、働きたい障がい者の方々を積極的に支援していくものとなっています。北海道としても様々な取組を進めているところであり、民間企業の方々を初めとし、道民全体で「障がい者の就労を支援する」という意識を高めるため、障がい者の就労支援ロゴマーク・キャッチフレーズの使用することにより、その啓発を行うこととしています。

〇〇（事業所）は、この趣旨に賛同し、障がい者の就労を支援いたします。

### 〈障がい者の就労支援ロゴマークについて〉

障がい者を花に、受け入れ支える側を葉に例えています。

葉がなくては花は咲きません。障がい者は、周りの支援があってこそ笑顔で働くことができます。たくさんの笑顔の花が咲く北海道であってほしいという願いがこめられています。